

LAN 利用申込書

下記の商品について LAN 利用規約(裏面)及び LAN 利用規定に同意の上、申し込みいたします。

平成 年 月 日

貴機関名(利用者) _____ (印)

住所

LAN 設置場所

TEL: _____ FAX: _____

ご担当者 _____ (印) 担当部署

E-Mail: _____

| タイトル | サイト数 | ライセンス数 | ライセンス価格 |
|------|------|--------|---------|
| | | | |

- 1 ライセンス数は同時アクセス方式での数です。
- 2 サイト数とライセンス数によって金額は異なります。
- 3 ライセンス価格は消費税別です。

サーバマシン及びサーバ名 _____

ネットワーク OS _____

利用開始日：特別な事柄がない限り、LAN 利用許諾証受領後とみなす。

LAN 利用規約

この利用規約及び下記利用規定（以下「本利用規定」という）の各条項に同意した契約者（以下「本契約者」という）に限り、日外アソシエーツ株式会社（以下「日外」という）発行発売の、申込書記述の商品（以下「本商品」という）を LAN 上で利用することができる。

第 1 条（著作権）

本商品に収録されたデータの著作権は日外に帰属する。

第 2 条（使用ライセンス数）

本契約者は、本商品を LAN で使用する場合、利用申込書（表面）にあるライセンス形態（同時アクセス方式）のサイト数及びライセンス数以内で使用することができる。将来本契約者が使用サイト数または使用ライセンス数を増加する場合は、その旨を日外に通知し、改めて利用申し込みを行うものとする。ただし、サイト数またはライセンス数を減らす場合はこの限りではない。

第 3 条（使用条件）

- (1) 本契約者は、本商品を本 LAN で使用するのに必要な場合に限り、本商品に収録されたデータ（以下、本データという）の全体を本 LAN に接続された記憶装置に 1 部まで複製することができる。
- (2) 本契約者は、本条 1 項により複製したデータを改変してはならない。
- (3) 本契約者は、本商品を第 3 者に譲渡もしくは貸与し、またはその使用権を許諾してはならない。
- (4) 前 3 項の規定のほか、本契約者は、本商品の使用説明書または小冊子に記載された使用条件を遵守する。

第 4 条（使用料）

本契約者は本商品の利用料として LAN 利用申込書に記載された金額を日外に支払うものとする。

第 5 条（契約の変更）

- (1) 本契約者は、LAN 利用申込書に記載された使用サイト、ライセンス等の変更があった場合には遅滞なく書面で報告し、許諾条件について日外と協議しなければならない。
- (2) 日外は、本契約者が、申込書、および本利用規定で許諾された使用条件を超えて使用した場合は、過去に溯って違約金を請求できるものとする。

第 6 条（保証）

日外は、本商品に起因する物理的な欠陥があった場合、60 日以内に本商品を日外の負担で良品と取り替えるものとする。日外はそれ以外の責任を一切負わないものとする。

第 7 条（有効期間）

本商品利用の有効期間は、利用開始の日から 1 年間とし、期間満了の 2 ヶ月前までに本契約者から書面による契約解除の申し出がない限り有効期間を 1 年間延長し、以後も同様とする。

第 8 条（契約の解除）

第 7 条にかかわらず、本契約者が本契約のいずれかの条項に違反したときは、日外は本契約を解除し、本契約者の本商品の使用を終わらせることができる。その場合、本契約者は、本契約者の負担により本商品を日外に返却し、また本契約者の有する本データの複製を破棄するものとする。

第 9 条（協議）

本契約に定めない事項および疑義を生じた事項については、当事者双方が信義誠実の原則により協議するものとする。

LAN 利用規定

この利用規定に同意する利用者により、本商品を利用できる。本利用規定の内容は変更することがある。

1. LAN とは、私設通信回線を用いて、同一機関内で相互に接続された計算機によって構成されるネットワークである。
2. サイトとは、サーバを中心に半径 10Km 以内にある同一機関のことをいう。これを超える同一機関は別サイトとする。
3. 同時アクセス数とは、サーバに接続された物理的な端末数ではなく、同時に発生する利用者の数をいう。
4. 利用者は、本契約者に所属する者のことをいう。
5. 利用者は、個人として閲覧するために必要な範囲内に限り、本データを検索した結果をプリントアウトすることができる。ただし、プリントアウトした本データの一部またはそのコピーを第 3 者に提供してはならない。
6. 利用者は、本データ及び本データの一部をフロッピーディスク等の電子媒体に複製することはできない。
7. 日外の書面による承諾なく、個人利用以外の目的で本データ及び本データの一部を複製、蓄積、翻案、翻訳、出版、販売、送信、貸与、配布及び改変するなど、著作権者の権利を侵害する利用はできない。
8. 第三者のプライバシー、名誉権その他の権利を侵害する利用はできない。
9. 利用者がこの利用規定の内容に違反したことが判明した場合には、直ちに利用を停止し、違反した利用者は、それまでに利用した本データの一部または全部を収録した一切の複製物を破棄し、本商品を日外に返却するものとする。この規定は日外の契約者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。